

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 平成30年 第1回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 平成30年3月1日（木） 午後4時00分 から
午後5時00分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場 本庁舎 2階 応接室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
社会教育課長 平松敏浩
教育総務課管理主事 宮島明利
教育総務課指導主事 和田美代史
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第1号 平成29年度末教職員人事異動内申について
 - 議案第2号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について
 - 議案第3号 川根本町特別奨学金給付条例施行規則の制定について
 - 議案第4号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について
 - 議案第5号 川根本町特別奨学金貸与条例施行規則の制定について
 - 議案第6号 川根本町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
 - 議案第7号 川根本町崎平よすが苑管理規則の制定について
 - 議案第8号 平成29年度教育費補正予算（案）について
 - 議案第9号 平成30年度教育費歳入歳出予算（案）について
 - 議案第10号 平成29年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について

6 会議資料の名称 議案第1号～議案第10号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、平成30年第1回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。
会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。議案第1号「平成29年度末教職員人事異動内申」については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第1号に関する件については出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号「平成29年度末教職員人事異動内申について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号 平成29年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

それでは、平成29年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

(内容については非公開)

教育長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第1号「平成29年度末教職員人事異動内申」については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「川根本町特別奨学金給付条例の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、全国募集を実施する静岡県立川根高等学校の魅力化推進により、優秀な人材の受入体制及び若者を抱える家庭への支援の充実にを図ることを目的に、特別奨学金制度創設のため、給付に必要な条例の制定をお願いするものです。

第1条においては、条例の目的について定めております。

第2条においては、条例における定義について定めており、大学・医科大学・連携中学校・川根留学生について明記しております。

第3条においては、給付の要件について定めており、川根高校を卒業する者の大学への進学に対する奨学金（大学入学奨学金）の給付要件、連携中学校から川根高校に入学した者に対する奨学金（連携中学生奨学金）の給付要件、川根留学生に対する奨学金（川根留学生奨学金）の給付要件について明記しております。

第4条においては、奨学金の種類及び額について定めており、「大学入学奨学金」の入学一時金は、20万円以内で大学への入学金の2分の1以内を限度としております。「連携中学生奨学金」の入学一時金及び給付型奨学金は10万円以内としております。「川根留学生奨学金」の入学一時金は5万円以内、給付型奨学金は10万円以内としております。

第5条においては、給付期間について定めており、給付を開始したときから在学する学校の正規の修業年限中必要な期間としております。

第6条においては、奨学生の決定について定めており、選考委員会（川根本町奨学生選考委員会）において審査し決定するようにしております。

第7条においては、奨学生の決定の取消について定めており、虚偽の申請等により奨学生の身分を取得した場合に、直ちに決定を取り消し、支給した奨学金の返還を求めるようにしております。

第8条においては、委任事項について定めており、この条例に定めるほか必要な事項を別に定めるようにしております。

この条例の施行日は、平成30年4月1日からとし、平成30年度入学分から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第2号「川根本町特別奨学金給付条例の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第3号「川根本町特別奨学金給付条例施行規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号 川根本町特別奨学金給付条例施行規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町特別奨学金給付条例の施行について必要な事項を定めたものとなります。

第1条においては、規則の趣旨について定めております。

第2条においては、給付の基準について定めており、大学入学奨学金における指定する私立大学について明記するとともに、連携中学生奨学金及び川根留学生奨学金の選考基準について明記しております。

第3条においては、給付の申請について定めており、各奨学金における申請書類及び添付書類について明記しております。

第4条においては、奨学生の決定について定めており、奨学生の決定をしたときには奨学生給付決定通知書により申請者に通知するとともに奨学金の受領書の提出を求めています。

第5条においては、奨学生の決定の取消について定めており、条例第7条により決定の取消をしたときには、奨学金給付取消決定通知書により奨学生に通知するようにしております。

第6条においては、就学状況等の報告について定めており、大学入学奨学金の決定を受けた奨学生は、毎年度入学した大学の在学証明書の提出を求めています。

第7条においては、委任事項について定めており、この規則に定めるほか必要な事項を別に定めるようにしております。

この規則の施行日は、平成30年4月1日からとし、平成30年度入学分から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第3号「川根本町特別奨学金給付条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「川根本町特別奨学金貸与条例の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、向上心に富みながら、経済的理由により修学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与し、有為な人材の育成、川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標である「特色ある「教育」を展開し、若者を中心とした人の流れをつくる」ための具体策として、また、全国募集を実施する静岡県立川根高等学校の魅力化推進により、優秀な人材の受入態勢及び若者を抱える家庭への支援の充実を図ることを目的に、特別奨学金制度創設のため、貸与に必要な条例の制定をお願いするものです。

第1条においては、条例の目的について定めております。

第2条においては、条例における定義について定めており、大学、医科大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、川根留学生について明記しております。

第3条においては、貸与の要件について定めており、貸与を受けることができる者を明記しております。

第4条においては、奨学金の額について定めており、医科大学に在籍する者は月額8万円以内、4年制大学に在籍する者は月額5万円以内、短期大学等に在籍する者は月額4万円以内、川根高校及び川根高校以外の高校に通学する者は月額4万円以内としております。

第5条においては、貸与の方法について定めており、貸与の決定において定められる月から申請者が在学する学校の修業期間を終了する月までとして町長が定める期間内で貸与することとしております。

第6条においては、貸与の申請について定めており、奨学金の貸与を受ける者は連帯保証人を立てて申請し、町長は、申請があったときに選考委員会（川根本町奨学生選考委員会）において審査し決定するようにしております。

第7条においては、奨学金の額の変更について定めております。

第8条においては、連帯保証人の変更の承認について定めております。

第9条においては、異動等の届出について定めており、休学等条例に明記されている事項が発生した時に速やかに町長に届け出なければならないとしております。

第10条においては、貸与の廃止又は休止について定めており、奨学生が死亡等条例に明記されている事項が発生した時には奨学金の貸与を廃止するようにしております。

第 11 条においては、奨学金の償還において定めており、奨学金の貸与を受けている者は、特別な場合を除き奨学金の償還をしなければならないとしております。

第 12 条においては、奨学金の猶予について定めており、病気等条例に明記されている事項が発生した場合に奨学金の償還を猶予することができるとしております。

第 13 条においては、償還の免除について定めており、奨学生の死亡等条例に明記されている事項があったときに償還を免除することができるとしております。

第 14 条においては、遅延損害金について定めており、奨学金の貸与を受けている者が正当な理由なく償還を遅延した場合に遅延損害金を町長に納付しなければならないとしております。

第 15 条においては、委任事項について定めており、この条例に定めるほか必要な事項を別に定めるようにしております。

附則において、現行の「川根本町育英奨学金条例」の廃止及び同条例によりなされた手続きその他の行為が継承されることを明記しております。

この条例の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日からとし、平成 30 年度入学分から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 4 号「川根本町特別奨学金貸与条例の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 5 号「川根本町特別奨学金貸与条例施行規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号 川根本町特別奨学金貸与条例施行規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町特別奨学金貸与条例の施行について必要な事項を定めたものとなります。

第 1 条においては、規則の趣旨について定めております。

第 2 条においては、貸与の方法について定めており、奨学金は原則的に毎月貸与することとしております。

第 3 条においては、貸与の申請について定めており、奨学金の申請書類及び添付書類について明記しております。

第4条においては、連帯保証人について定めており、規則に規定する要件を備えた2人の連帯保証人を立てなければならないとしております。

第5条においては、決定の通知について定めており、奨学金の貸与を決定したときには、奨学金貸与決定通知書により申請者に通知することとしております。

第6条においては、借用誓約書の提出について定めており、奨学金の決定を受けた奨学生に、奨学金借用誓約書の提出を求め、審査のうえ奨学金を貸与することとしております。

第7条においては、奨学金の変更申請等について定めており、奨学金の額を変更する場合には、奨学金貸与額変更申請書に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならないとしております。

第8条においては、連帯保証人の変更の承認申請等について定めており、連帯保証人を変更する場合には、連帯保証人変更承認申請書に必要な書類を添えて申請し、委員会において審査のうえ決定し、連帯保証人変更決定通知書により通知することとしております。

第9条においては、異動等の届出について定めており、休学等条例に明記されている事項が発生した時には必要な書類により速やかに町長に届け出なければならないとしております。

第10条においては、償還誓約書の提出について定めており、奨学金の貸与期間が終了したときには、奨学金償還誓約書に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならないとしております。

第11条においては、奨学金の償還について定めており、奨学金の貸与を受けている者は、定められた期日までに償還をしなければならないとしております。

第12条においては、奨学金の猶予の申請等について定めており、病気等条例に明記されている事項が発生し奨学金の償還の猶予を申請する場合には、奨学金償還猶予申請書に必要な書類を添えて委員会に提出し、委員会において審査のうえ決定し、奨学金償還猶予決定通知書により通知することとしております。

第13条においては、償還の免除の申請等について定めており、奨学生の死亡等条例に明記されている事項が発生し、奨学金の償還の免除を申請する場合には、奨学金償還免除申請書に必要な書類を添えて委員会に提出し、委員会において審査のうえ決定し、奨学金償還免除決定通知書により通知することとしております。

第14条においては、任事項について定めており、この規則に定めるほか必要な事項を別に定めるようにしております。

別表には、償還の額及び償還期日について定めております。

この規則の施行日は、平成30年4月1日からとし、平成30年度入学分から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第5号「川根本町特別奨学金貸与条例施行規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「川根本町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号 川根本町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

現在、町内には下長尾地区の「中川根教職員住宅」、千頭地区の「本川根第1教職員住宅(あじさい)」があります。

今年度、本川根小学校の隣接地である桑の実地区で、教職員住宅の改修工事を施工しておりますので、その住宅に関し規則に追加するものですが、具体的には、別表第1及び別表第2に「本川根第2教職員住宅(桑の実宿舎)」に関する記載を追加したいというものです。

なお、この規則の施行日は「公布の日から」、となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり制定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「川根本町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「川根本町崎平よすが苑管理規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第7号 川根本町崎平よすが苑管理規則の制定について、提案理由をご説明いたします。

現在、川根留学生の寄宿施設については、「若者交流センター 奥流」、

「南麓寮」の2箇所運営しておりますが、これまでの入学者数の推計等により施設が不足することが予想されるため、新たな寄宿施設として、町が民間から借り上げ提供する「崎平よすが苑」に関し必要な事項を定めるものです。

第1条においては、規則の趣旨について定めております。

第2条においては、名称及び位置について定めており、名称を崎平よすが苑とし、川根本町崎平130番地に位置するものです。

第3条においては、施設の管理運営について定めており、基本的には教育委員会において管理することとしますが、必要に応じて民間業者等に委託することができることとしております。

第4条においては、職員について定めており、管理運営上必要な職員を置くことができることとしております。

第5条においては、使用可能な施設について定めており、使用できる施設として部屋ごとに1名使用する個室を定めております。

第6条においては、施設の利用者について定めており、川根高校に在籍している生徒及び入学が決定した者で、自宅からの通学が困難であると認められる男子生徒としております。

第7条においては、開館の期間について定めており、12月29日から翌年1月3日までを除く通年としております。

第8条においては、使用の許可について定めており、施設を使用しようとする者はあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとしており、規則に定められている場合には許可しないものとしております。

第9条においては、利用料について定めており、区分及び利用料については別表で定め、利用料には朝食と夕食が含まれるとしております。

第10条においては、利用料の還付について定めており、既に納付した利用料は特別な場合を除いて還付しないとしております。

第11条においては、使用の許可の取消し等について定めており、規則の定めている事項に該当する場合は使用の許可を取り消し又は使用を制限することができることとしております。

第12条においては、損害賠償について定めており、施設及び施設内の設備等を損傷し又は滅失した者はその損害を賠償しなければならないとしております。

第13条においては、任事項について定めており、この規則に定めるほか必要な事項を別に定めるようにしております。

別表において、利用料を定めており、1月当りの使用日数が20日以上の場合には月額3万円、1月当りの使用日数が20日未満の場合には1日1,500円としております。

なお、この規則の施行日は、「平成30年4月1日から」、となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり制定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「川根本町崎平よすが苑管理規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第8号「平成29年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号 平成29年度教育費補正予算(案)について、提案理由をご説明いたします。

教育に係る予算につきましては、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる補正予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

教育総務課、社会教育課から科目ごとに予算内容を説明いたしますが、今回の補正予算において、最終的な教育費全体の予算額は7億8,883万6千円となります。その内訳は、教育総務費が2億8,720万7千円、小学校費が1億2,433万5千円、中学校費が7,369万1千円、社会教育費が1億6,102万5千円、保健体育費が1億4,257万8千円となりました。

まず、教育総務課の歳出補正内容を説明いたします。

第1項 教育総務費は、1,149万8千円の減額です。

第2目 事務局費は、67万円の増額で、人件費の補正です。

第3目 教育諸費は、583万円の減額で、委託料として、契約差金による川根高校スクールバス運行管理業務委託料、先進地視察業務委託料、中学生及び高校生海外研修事業委託料、町立小・中学校ICT教育推進業務委託料の減額です。負担金補助及び交付金として、実績見込みによる川根高校後援会活動事業費補助金の減額です。貸付金として、実績見込みによる奨学金貸付金の減額です。

第4目 通学バス等運営費は、300万円の減額で、委託料として、実績見込みによる校外活動分の通学バス運行管理業務委託料の減額です。使用料及び賃借料として、実績見込みによる、営業バス借り上げ料の減額です。

第5目 若者交流センター運営費は、333万8千円の減額です。報償費として、試験的な公営塾開設に伴う学習会の回数減少による交流事業講師謝礼の減額、需用費として、実績見込みによる賄材料費の減額です。

第2項 小学校費は、59万7千円の減額です。

第1目 学校管理費は、29万7千円の減額で、人件費の補正、

賃金として、実績見込みによる増額、委託料として、実績見込みによる教職員健康診断委託料、ワクチン接種委託料、空調機保守点検業務委託料の減額、工事請負費として、契約差金による減額です。

第2目 教育振興費は、30万円の減額で、扶助費として、実績見込みによる要・準要保護児童就学援助費の減額です。

第3項 中学校費は、112万5千円の減額です。

第1目 学校管理費は、98万5千円の減額で、人件費の補正、委託料として、実績見込みによる教職員健康診断委託料の減額、工事請負費として、契約差金による減額、備品購入費として、契約差金による減額です。

第2目 教育振興費は、14万円の減額で、備品購入費として、契約差金による減額です。

第5項 保健体育費 第4目 学校給食施設費は、79万7千円の減額で、職員人件費の補正、備品購入費として、契約差金による減額です。

歳入補正について説明いたします。

12款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第7目 教育使用料は、342万4千円の減額です。若者交流センター使用料について、入居者数の減少による減額となります。

次に、社会教育課の補正内容について説明いたします。

第1項 社会教育費は、955万2千円の減額です。

第1目 社会教育総務費は、568万7千円の減額です。人件費の補正、賃金として、実績見込みによる図書ネットワーク賃金の減額、報償費として、実績見込みによるブックステップ事業報償費、読書感想文コンクール報償費、放課後子ども総合プラン運営委員会委員報償費の減額、役務費として、実績見込みによる傷害保険料の減額、委託料として、契約差金による小学校5年生県外体験学習委託料の減額と、実施不用となった仮称伝統文化伝承館予定地造成工事設計業務委託料の減額、負担金補助及び交付金として、実績見込みによる社会教育関係団体補助金の減額です。

第2目 生涯学習推進費は、38万7千円の減額です。報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料として、実績見込みによる社会教育関係講師謝礼、食糧費、通信運搬費、傷害保険料、家庭教育学級開設委託料、宿泊施設使用料、その他使用料の減額です。

第3目 資料館運営費は、26万2千円の減額です。役務費として、実績見込みによる建物保険料、その他手数料の減額、委託料、備品購入費として、入札差金による空調設備保守点検委託料、浄化槽保守点検委託料、備品購入費の減額です。

第4目 文化会館運営費は、321万6千円の減額です。人件費の補正、賃金、需用費、役務費として、実績見込みによる臨時雇賃

金、光熱水費、その他手数料の減額、工事請負費として、入札差金による減額です。

第5項 保健体育費は、569万1千円の減額です。

第2目 体育施設費は、89万5千円の減額です。需用費として、実績見込みによる光熱水費の減額、工事請負費、備品購入費として、入札差金による減額です。

海洋センター運営費は、399万9千円の減額です。人件費の補正、賃金、負担金補助及び交付金として、実績見込みによる臨時雇賃金、安全協会負担金の減額、委託料として、夜間開館管理・保安業の取り止めによる委託料の減額、工事請負費として、入札差金による減額です。

補正予算（案）の説明につきましては以上となります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案についての意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第8号「平成29年度教育費補正予算（案）について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第9号「平成30年度教育費歳入歳出予算（案）について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号 平成30年度教育費歳入歳出予算（案）について、提案理由をご説明いたします。

予算は、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

それでは、最初に教育費全体の平成30年度予算額についてご説明させていただき、次に次年度の主要な政策等についてご説明させていただきます。

それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。

第10款の教育費全体では、8億8,710万1千円となり、前年度と比べてみますと7,843万1千円の増額です。

第1項 教育総務費は、3億4,051万9千円で、前年より6,421万1千円の増額です。

1目 教育委員会費は125万2千円、前年比3万5千円の減額で、ほぼ前年並みです。

2目 事務局費は5,737万9千円、前年比868万6千円の増額

で、職員人件費の増額によるものです。

3目 教育諸費は1億1,011万8千円、前年比3,005万8千円の減額です。これは、新規に、学校のあり方協議会の設置経費及び特別奨学金に係る経費の追加、ICT教育推進事業、電算システム使用料、中学生・高校生の海外研修経費の増額があるものの、教育諸費から地域若者教育推進費に経費を移管したことによる南麓寮建物リース料、川根高校スクールバス運行経費、川根高校後援会補助金の減額と、先進地視察研修委託料、教職員住宅改修設計監理業務委託料及び工事請負費、地域教育支援コンサルタント業務委託料の減額などによるものです。

4目 通学バス等運営費は3,426万1千円、前年比31万2千円の増額で、ほぼ前年並みです。

5目 若者交流センター運営費から地域若者教育推進費へ名称を変更しましたが、1億3,750万9千円で、前年比8,530万6千円の大幅な増額となりました。これは、教育諸費からこちらに移管された経費の追加と、4月から川根留学生の寄宿施設として活用する予定の「崎平よすが苑」の運営経費及び公営塾開設経費の追加などによるものです。

第2項 小学校費は、1億1,709万円で、前年比では600万3千円の減額です。

1目 学校管理費は1億566万5千円、前年比302万6千円の減額で、臨時雇い賃金及び特殊建築物定期調査業務委託料などの増額があるものの、職員人件費、町内各小学校の修繕料・工事請負費の減額などによるものです。

2目 教育振興費は1,142万5千円、前年比297万7千円の減額で、パソコン等借り上げ料の減額などによるものです。

第3項 中学校費は、6,690万7千円で、前年比は784万6千円の減額です。

1目 学校管理費は5,379万6千円、前年比672万5千円の減額で、町内各中学校の修繕料・工事請負費の減額などによるものです。

2目 教育振興費は1,311万1千円、前年比112万1千円の減額で、備品購入費、扶助費の減額などによるものです。

10款5項4目 学校給食施設費は6,911万6千円、前年比230万5千円の減額で、需用費、工事請負費の減額などによるものです。

次に、歳入について説明いたします。

まず、教育使用料ですが、教職員住宅、若者交流センター、崎平よすが苑の使用料、併せて1,975万9千円を見込んでいます。特に若者交流センター及び崎平よすが苑で42名の入居を見込みましたが、崎平よすが苑については、学校までの距離と建物の状況等から一人月額3万円を予定しております。

教育費国庫補助金では、小・中学校の特別支援教育就学奨励費補助金で、併せて22万6千円、さゆり幼稚園に係る子ども子育て支援国庫交付金として60万円を見込んでいます。

県支出金では、さゆり幼稚園に係る子育て支援事業費県交付金として60万円を見込みました。

基金繰入金では、教育諸費や地域若者教育推進費へのまちづくり基金繰入金として4,410万円を、地域振興基金繰入金として6,130万円を見込みました。

雑入では、学校給食費負担金が児童生徒、教職員併せて1,940万5千円を見込んでいるほか、中学生・高校生海外研修負担金や日本スポーツ振興センター共済掛金、川根高校南麓寮生の給食代、公営塾受講者負担金など、教育総務課関連で980万4千円を見込みました。

次に、まず教育総務課から、平成30年度の主要事業等につきまして説明させていただきます。

10款1項1目の教育委員会費につきましては、予算的には特に大きな変動はありません。

2目の事務局費につきましても、事業内容に変わりはありませんが、職員人件費が865万円ほど増額となりました。

3目の教育諸費については、中高生海外研修経費として1,367万円。新規に「学校のあり方協議会」を設置し今後の川根本町の学校のあり方について検討するよう委員の報償費など併せて61万5千円を計上。人材育成のための特別奨学金制度を創設し、給付金及び貸付金として380万円を計上すると共に、これまでの育英奨学金として120万円の合計500万円を計上。今年度からスタートした小中学校のICT教育推進業務委託料6,150万1千円を計上しております。

次に、4目のスクールバス関係の通学バス等運営費ですが、この費目はほぼ前年と変わりません。

次に、5目の地域若者教育推進費ですが、若者交流センター運営費として2,508万円、川根高校南麓寮管理費として1,564万6千円、今年度新たに崎平よすが苑運営費として3,106万3千円、若者交流センター・南麓寮・崎平よすが苑の共通経費として2,133万3千円、川根高校生のスクールバス運行などの支援経費として1,321万3千円、新たに、公営塾運営経費として3,086万9千円を計上しました。

次に、小学校費の1目 学校管理費における平成30年度の主な工事費につきまして、中川根第一小学校では、プール配水管布設工事 ほか 4件の 340万円、中央小学校では、倉庫改修工事費 ほか 1件の 99万4千円、中川根南部小学校では、給食室小荷物専用昇降機改修工事費 ほか 5件の 493万2千円、本川根小学校では、校舎屋上防水改修工事費 ほか 3件の 920

万7千円など、工事費全体では1,853万3千円を計上し、昨年と比較しますと、275万1千円ほどの減額となります。

2目の教育振興費につきましては、パソコン等リース期間満了により借り上げ料が295万5千円の減額となっています。

次に、中学校費の1目 学校管理費における平成30年度の主な工事費につきましては、中川根中学校では、給食用昇降機改修工事費 ほか 3件の 766万6千円、本川根中学校では、プール循環浄化装置取替工事費 ほか 6件の 449万9千円、工事費全体では1,216万5千円を計上し、昨年と比較しますと、510万5千円の減額となりました。

2目の教育振興費につきましても、小学校と同様にほぼ例年通りの予算組です。

次に、学校給食施設費につきましては、光熱水費が36万4千円、給食材料費が48万円の減額、工事請負費が172万8千円の減額となり、目全体では230万5千円の減額となりましたが、事業についてはほぼ前年並みです。

以上、平成30年度の教育総務課関係予算について、説明させていただきました。

次に、社会教育課の当初予算内容について説明いたします。

第4項 社会教育費は、2億3,547万8千円で、4,826万6千円の増額です。

1目 社会教育総務費は、7,188万1千円の増額で、社会教育委員会の他、(仮称) 伝統文化伝承館建設に要する経費等を計上してあります。増減の主な理由は、新規事業としまして、(仮称) 伝統文化伝承館建設にかかる経費 1億650万円が主な増額の理由です。

2目 生涯学習推進費は、28万7千円の減額で、地域で取り組む生涯学習推進事業等に要する経費を計上してあります。減額の主な理由は、経費削減のため、前年度実績に伴い予算要求額の削減を図ったものであります。

3目 資料館運営費は、61万1千円の減額で資料館運営に係る経費を計上し、前年度備品購入費と今年度の修繕料との差額が主な減額の要因です。

4目 文化会館運営費は、2,268万7千円の減額で、施設の運営、文化芸術の提供、生涯学習、図書室事業等に要する経費を計上してあります。減額の主な理由は、平成29年度実施した工事で舞台機構改修工事等の2,565万3千円が減額となった事が減額の主な要因です。

5項 保健体育費 1目 保健体育総務費は、67万3千円の減額で、スポーツ推進員や体力づくり地区推進員の活動に要する経費などを計上しております。増減の主な理由は、前年度実績に伴い予算要求額の削減を図ったものであります。

2目 体育施設費は、1,390万5千円の増額で、町営のグラウンド・サッカー場・弓道場、夜間照明施設、生涯スポーツ広場、夜間使用学校体育館の維持管理に要する経費を計上してあります。増減の主な理由は、平成29年度実施した中川根中学校・町営野球場夜間照明操作盤改修工事等の終了に伴う工事請負費の減額です。

3目 海洋センター運営費は、334万4千円の減額で、軽スポーツの普及やスポーツイベントの開催等に要する経費を計上してあります。増減の主な理由は、夜間管理委託業務の減額です。

次に、歳入につきましてですが、主なものは、放課後子供教室運営に係る国庫補助金 283千円、家庭教育支援に係る国庫補助金 17千円 です。

同じく、放課後子供教室運営に係る県補助金 283千円、家庭教育支援に係る県補助金 17千円、仮称伝統文化伝承館建設に伴う電源立地補助金32,200千円、文化会館地域創造助成金1,740千円、ユニバーサルデザイン化助成金 4,318千円です。

以上で平成29年度教育費歳入歳出予算（案）の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案についての意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第9号「平成30年度教育費歳入歳出予算（案）について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第10号「平成29年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」を議題とします。

朗読を省略して、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第10号 平成29年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」説明いたします。

川根本町教育委員会表彰は、川根本町の小学校、中学校に在学する児童、生徒及び教職員で、優秀な成績、功績顕著なる団体及び個人を表彰するものです

受賞者は、小中学校の校長から推薦された者のうちから教育委員会が決定するものです。

平成29年度に校長から推薦のあった者は、

中川根第一小学校 児童1人、教職員2人

中央小学校	児童 7 人、教職員 0 人
中川根南部小学校	児童 2 人、教職員 1 人
本川根小学校	児童 6 人、教職員 1 人
中川根中学校	生徒 7 人、教職員 0 人
本川根中学校	生徒 3 人、教職員 0 人

の児童・生徒 26 人、教職員 4 人の計 30 人です。

事務局案としては、推薦のあった児童・生徒 26 人中 25 人、教職員 4 人中 1 人の合計 26 人を受賞候補者として提示します。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号「平成 29 年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」は、原案のとおりといたします。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。

以上をもちまして、平成 30 年第 1 回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士